

News Release

令和元年 9 月 20 日
経済産業省
電力・ガス取引監視等委員会

令和元年台風第 15 号の影響による停電に伴う災害について 経済産業大臣のガスの災害特別措置の認可について異存ない旨を 回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、令和元年 9 月 12 日に災害救助法の適用が決定された市町村における被災したガスの需要家等に対する特別措置の認可について、経済産業大臣から意見の求めを受け、認可することに異存はないことを回答しました。

令和元年台風第 15 号の影響による停電に伴う災害により、令和元年 9 月 12 日に千葉県 25 市 15 町 1 村に対し、災害救助法の適用が決定されました。

これを受け、東京瓦斯株式会社から、ガス事業法に基づく経済産業大臣に対する認可の申請がありました。

○申請概要

災害特別措置として、令和元年台風第 15 号の影響による停電に伴う災害救助法適用地域において被災した需要家等から申出があった場合には、指定旧供給区域等小売供給約款及び託送供給約款以外の供給条件(料金の支払期日の延長、不使用月のガス料金の免除等。別紙のとおり。)でガスの供給を行う

災害救助法が適用された地域:

内閣府 HP の災害救助法の適用状況をご覧ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

本申請に関し、経済産業大臣から特別措置の認可を行うことについて、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成 27 年法律第 47 号。以下「改正法」という。)附則第 22 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第 5 条の規定による改正前のガス事業法第 20 条ただし書及びガス事業法第 48 条第 3 項ただし書の規定に基づき、意見の求めがありましたので、電力・ガス取引監視等委員会として認可することに異存はないことを回答しました。

本ニュースリリースは、第 229 回電力・ガス取引監視等委員会の議事要旨を兼ねます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長 恒藤

担当者:小柳・鈴木・新海

電 話: 03-3501-1529

F A X: 03-3501-1540

(別紙)

指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の概要

災害救助法が適用された市区町村かつ東京瓦斯株式会社供給区域に居住する被災者、もしくは災害救助法が適用された市区町村から新たに同社供給区域内に移転してガス小売契約を締結した被災者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、同社は当該措置を適用する。

1. 被災した需要家の2019年8月検針分（支払期限日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、9月検針分及び10月検針分の各ガス料金の支払期限をそれぞれ1ヶ月間延長する。
2. 被災日(2019年9月9日)の属する料金算定期間の翌料金算定期間から6ヶ月間において、被災により需要家がガスをまったく使用しなかった料金算定期間については基本料金を免除する。
3. 被災により、ガスを使用できなくなった需要家が、同一場所で応急的にガスを使用するために臨時のガス工事を行う場合について、2019年11月30日までに申込みがあった場合、当該工事に係る工事費については全額同社負担とする。

託送供給約款以外の供給条件の概要

災害救助法が適用された市区町村かつ東京瓦斯株式会社供給区域内に居住する被災者、もしくは災害救助法が適用された市区町村から新たに同社供給区域内に移転してガス小売契約を締結した被災者にガスを託送供給する場合、当該ガスの使用者の需要場所に対する託送供給依頼者から同社に以下のいずれかの項目について申出があった場合、同社は当該措置を適用する。

1. 被災した需要場所に係る 2019 年 8 月検針分（支払期限日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、9 月検針分及び 10 月検針分の各託送供給料金の支払期限をそれぞれ 1 ヶ月間延長する。
2. 被災日（2019 年 9 月 9 日）の属する料金算定期間の翌料金算定期間から 6 ヶ月間において、被災により需要家がガスをまったく使用しなかった料金算定期間については、基本料金を免除する。
3. 被災によりガスを使用できなくなった需要家が、同一場所で応急的にガスを使用するために臨時のガス工事を行う場合について、2019 年 11 月 30 日までに申込みがあった場合、当該工事に係る工事費については全額同社の負担とする。